

指定介護保険事業所  
管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

### 関係法令の遵守について（通知）

日頃から本市介護保険制度の適正な運営に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、介護業界においては、人材確保が大きな問題と言われる一方で、労働基準関係法令や雇用管理に関する理解が十分ではなく、介護業界は、全産業と比較して労働基準法等の違反の割合が高い状態にあります。

本市においても、実際に、介護事業者と介護授業者の雇用関係をめぐる争いや介護従業者が利用者からのセクハラ等のトラブルに巻き込まれるケースが報告されております。特に訪問系サービスについては、介護職員が一人で利用者宅に訪問することから、事業者には安全に対する十分な配慮が求められます（労働雇用契約法第5条）。

人材確保には、事業者が法令遵守のもと就労環境の改善に努め、魅力ある職場づくりを実現していくことが何よりも重要となります。そのために、下記本市ホームページに掲載した法令資料を参考に、介護保険法のみならず労働基準法や男女雇用機会均等法等と必要な関係法令に則り、事業運営に行なうようお願いいたします。

#### 1 本市ホームページ掲載場所

トップページ>くらし・手続き>福祉・介護>高齢者・介護保険>介護保険制度  
>事業者入口>指導・監査関係>関係法令の遵守について

#### 2 掲載資料

##### ・労働基準法等

介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント（平成25年3月）

訪問介護労働者のための魅力ある就労環境づくり（平成22年11月）

##### ・男女雇用機会均等法

職場のセクハラ対策は事業者の義務です（平成24年8月）

##### ・労働契約法

労働契約法のあらまし（平成24年12月）

（介護保険課給付指導係 担当）

電話 044-200-2687

FAX 044-200-3926